

酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第3の2の(3)のただし書に規定する理事長が別に定める広域預託の要件について

平成30年3月30日付け29農畜機第7104号
一部改正 平成31年3月29日付け30農畜機第7804号
一部改正 令和4年3月31日付け3農畜機第7209号
一部改正 令和5年3月30日付け4農畜機第7327号

酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号）別添5の第3の2の(3)のただし書に規定する独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める広域預託の要件については、この定めによるものとする。

第1 理事長が別に定める広域預託の要件

理事長が別に定める広域預託は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- 1 地域の後継牛の確保に当たり特に必要と認められること。
- 2 都道府県知事の推薦があること。
- 3 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合（以下「総合農協」という。）が同法第28条第1項第3号により定款に記載する区域（2以上の総合農協の区域となっている場合は、該当するすべての総合農協の区域）を超えて牛が移動すること。

第2 承認申請手続

- 1 第1の要件を満たす乳用後継牛預託推進協議会は、別紙様式により、事業実施主体を通じて理事長に承認申請書を提出するものとする。
- 2 理事長は、1の申請を承認するに当たって、必要があると認めた場合には、乳用後継牛預託推進協議会に対し、必要な事項について調査又は報告を求めることができるものとする。
- 3 理事長は、1の申請を承認した後において、当該乳用後継牛預託推進協議会の取組が第1の要件を満たさなくなると認めた場合には、その承認を取り消すことができるものとする。

附則（平成30年3月30日付け29農畜機第7104号）
この定めは、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月29日付け30農畜機第7804号）
この定めは、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月31日付け3農畜機第7209号）
この定めは、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月30日付け4農畜機第7327号）
この定めの変更は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）広域預託承認
申請書

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度における酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
において、下記のとおり、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第3の2
の（3）のただし書に規定する理事長が別に定める広域預託の要件により事業の
対象としたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 当該地域の後継牛の確保に当たり預託が必要な理由

2 預託農家一覧

預託農家名	飼養地を区域とす る総合農協名	飼養地 (管理者等コード番号)	受入可能 頭数	受入予定 頭数

(注1) 飼養地(管理者等コード番号)の欄には飼養地の住所及び牛の個体識別の
ための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）
に係る管理者のコード番号を記載すること。

(注2) 1者の預託農家で飼養地が2か所以上の場合は別段にし、すべて記入す
ること。

3 酪農経営体一覧

酪農経営体名	飼養地を区域と する総合農協名	飼養地 (管理者等コード番号)	預託予定 頭数	預託先農 家名

(注1) 飼養地(管理者等コード番号)の欄には飼養地の住所及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る管理者のコード番号を記載すること。

(注2) 1者の酪農経営体で飼養地や預託先農家が2以上の場合は別段にし、すべて記入すること。

4 添付書類

都道府県知事の推薦書